

令和7年度長野県障がい者ピアサポート加算等にかかる 研修実施案内

公益社団法人長野県社会福祉士会

※ 本事業は、長野県より委託を受け、公益社団法人長野県社会福祉士会が実施いたします。

1. 事業の目的

「ピアサポート体制加算」「ピアサポート実施加算」を取得する要件となっている本研修会は、自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行う**ピアサポーター※1**及びピアサポーターの活用方法等を理解した**指定障害福祉サービス事業所等※2**の**管理者等※3**の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とするものです。

（ピア＝仲間、同輩、対等者）

※1 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい含む）、難病、高次脳機能障がい等、障がい領域は問わない。

※2 この案内では障害福祉サービス事業所等とは、長野県内に所在する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく2.の対象事業を実施し長野県内に所在する事業所をいう。

※3 管理者等とは、ピアサポーターと同一事業所の管理者又はサービス管理責任者等をいう。

2. ピアサポート体制加算／実施加算等について

令和3年度報酬改定において、「ピアサポート体制加算・ピアサポート実施加算」が新設されました。事業所において、県が実施する「障がい者ピアサポート加算等にかかる研修事業」の研修カリキュラムを受講・修了した障がい者及び障がい者であったと認められる者（ピアサポーター※1）及びそれ以外の管理者等※3を配置（就労継続支援B型については配置し、支援を実施）することにより、加算として評価されます。令和6年度報酬改定において、ピアサポート実施加算に「自立訓練」と「共同生活援助」が追加され、新たに「共同生活援助」の「退去後ピアサポート実施加算」が追加されました。

また、就労継続支援A型事業所は、スコア評価にピアサポーターの配置が含まれています。

加算名称	対 象	単 位	要 件
ピアサポート体制加算	自立生活援助 特定相談支援 障害児相談支援 一般相談支援	100 単位/月	・障害者等(※4)及び他の従事者の基礎研修及び専門研修の修了 ・研修修了職員の配置(常勤換算方法でそれぞれ0.5以上) ・研修修了した者により、他の従業者を対象とした障害者に対する配慮

			等に関する研修を年1回以上実施
ピアサポート実施加算	就労継続支援B型 共同生活援助 自立訓練 ※宿泊型自立訓練を除く	100 単位/月	- 機能訓練サービス費（Ⅰ）、生活訓練サービス費（Ⅰ）、B型サービス費（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）、自立生活支援加算Ⅲを算定していること - 障害者等及び管理者等の基礎研修及び専門研修の修了 - 研修修了職員2名以上（うち1名以上は障害者等）の配置 - 研修修了した者により、他の従業者を対象とした障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上実施 - 研修を修了した障害者等によるその経験を基にした利用者へのピアサポートの実施
退去後ピアサポート実施加算	共同生活援助	100 単位/月	- 退去後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費を算定していること - 障害者等及び管理者等の基礎研修及び専門研修の修了 - 研修修了職員2名以上（うち1名以上は障害者等）の配置 - 研修修了した者により、他の従業者を対象とした障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上実施 - 研修を修了した障害者等によるその経験を基にした利用者へのピアサポートの実施

※4 「障がい者等とは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等に定められた障がい者及び障がい者であったと認められる者をいう。

3. 受講対象者

質の高いピアサポート活動の実現のためには、それぞれの現場で、ピアサポーターだけでなく、一緒に働く職員も活動趣旨等への理解を深め、両者が協働して支援を行うことが重要です。申込段階での立場を意識して、各演習にご参加いただき、演習をしていただきます。本研修では、同一事業所内の2名に、それぞれ（1）「ピアサポーター」又は（2）「管理者等」としての立場で、ご受講いただきます。

専門研修では（１）「ピアサポーター」と（２）「管理者等」で、受講いただくカリキュラムが異なります。管理者等でお申込みの方の障がいの有無は問いません。

このためどちらの立場でお申込みいただくか、受講申込時点で、よくご検討ください。

（１）及び（２）の者１名ずつ計２名を１組として申し込んでください。

・例外として、ピアサポーター又は管理者等として、本研修の講師又はファシリテーターを担っている場合には、他に１名での申込みを受け付けます。その場合には、当該研修講師又はファシリテーターの氏名等を申込時に記載してください。

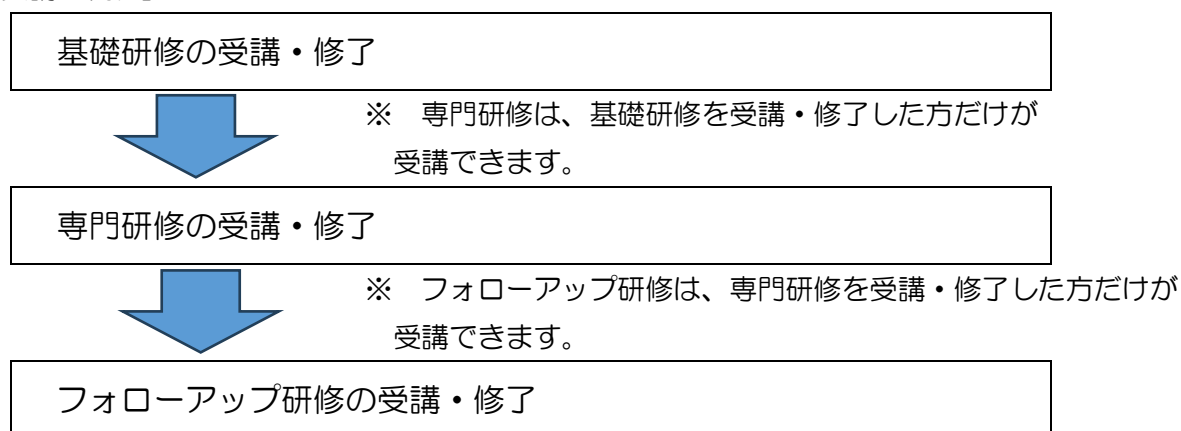
・同一法人・同一事業所からピアサポーターが複数受講される場合は、ピアサポーター１名と管理者、ピアサポーター１名とサービス管理責任者のように、２組以上で申し込んでください。

・昨年度の研修終了後に、管理者等の異動やピアサポーターの異動、退職等があった場合、今年度の研修で新たに管理者のみ、またはピアサポーターのみの受講が可能です。その場合、備考欄や自由記述欄にその旨の記載をお願いします。加算取得のためには、修了証書のコピーを添付して市町村への再申請が必要となります。

4. 研修内容

詳細は別紙１～３のプログラムをご参照ください。

【受講の流れ】



※ 加算算定対象にフォローアップ研修は含まれませんが、国要綱でフォローアップ研修までを一体的な研修と捉え、各研修を少なくとも年１回以上実施することとされています。長野県でも、フォローアップ研修までの受講・修了を推奨しています。

5. 実施方法

本研修は、講義・演習が一体となった研修のため、指定された日程・会場に受講者が集まる（対面）形式で実施します。

演習では、少人数のグループ内で意見交換してその内容を記録し、全体に向けて発表等していただく場面があります。

※ 障がいや病気等により、研修受講に当たって配慮すべき事項（車いすの利用、手話通訳等）がございましたら、申込フォーム又は申込書にその旨ご記入ください。また、演習中に体調不良等でその場を離れ

る必要がある場合は、事務局員及びスタッフにお申し出ください。一時的に休める休憩室は一室用意してありますが、20 分以上の離席は修了証発行の対象にならないことがあります。

6. 研修定員

50名程度（ピアサポーター、管理職等の総合計人数）

※ 定員を上回る申し込みがあった場合、下記「8. 研修の申込」の「(3) 受講決定について」に基づき受講を決定します。

7. 日程及び会場

今年度は各研修 1 回ずつ実施します。

【基礎研修】 1 日目 2025 年 9 月 9 日（火） 10：00～17：00
2 日目 2025 年 9 月 10 日（水） 10：00～15：40
会 場 長野県看護協会会館 3F 会議室（<https://nursen.or.jp/about/contact/>）
住所：松本市旭 2-11-34 TEL：0263-35-0421

【専門研修】 1 日目 2025 年 10 月 30 日（木） 10：00～17：00
2 日目 2025 年 10 月 31 日（金） 10：00～15：40
会 場 長野県看護協会会館 3F 会議室（<https://nursen.or.jp/about/contact/>）
住所：松本市旭 2-11-34 TEL：0263-35-0421

【フォローアップ研修】
1 日目 2025 年 12 月 23 日（火） 10：00～17：00
2 日目 2025 年 12 月 24 日（水） 10：00～15：40
会 場 長野県看護協会会館 3F 会議室（<https://nursen.or.jp/about/contact/>）
住所：松本市旭 2-11-34 TEL：0263-35-0421

8. 研修の申込

(1) 申込み期限：3つの研修を一括でお申込みください。 7 月 30 日（水）必着

(2) 申込方法

下記の URL または QR コードを読み取り、Google フォームに必要事項を入力しお申込みください。インターネットによる申込みが難しい場合は、別添の申込み用紙に記入後、FAX、またはメールにてお送りください。

申し込みフォーム：<https://forms.gle/gaYogiPnKiDufxqE8>

【受講申し込み先】公益社団法人 長野県社会福祉士会 担当：三村、和田、萱津
〒380-0836 長野市南県町 685-2 食糧会館 6F
FAX：026-266-0339 TEL：026-266-0294



(3) 受講決定について

受講決定については、申込み時に登録したメールアドレスに通知します。

※ 募集定員を上回る申込みがあった際には、以下の①、②、③に該当する事業所の順に受講を決定します。

① 加算算定状況（令和5年度までの経過措置期間に事業所の指定権者から当該加算の算定を認められていた事業所）

② 雇用状況（既にピアサポーターとして雇用されている者がいる事業所）

※ 雇用予定者より、既に雇用されている者がいる事業所が優先されます。

③ 同一事業所においては、一組目を優先します。

④ 上記要件を考慮しても横並びの場合は、申込みの先着順とします。

※ 障がいや病気等による体調不良で欠席される場合、なるべく早めに（可能であれば、前日までに）必ず事務局までご連絡ください。無断で欠席された場合は、翌年度以降の受講決定が難しくなる場合があります。

9. 研修修了について

(1) 修了条件

基礎研修、専門研修、フォローアップ研修それぞれについて、全項目の受講をもって修了とします。

※ 各項目で、20分以上の遅刻又は早退等があった場合、20分以上の離席があった場合は修了とならない場合があります。（講義間は15分、お昼休憩は60分の休憩を設ける予定です。）

※ 受講したとみなせない状態（研修と関係のない私語、居眠り、研修に関係のない携帯電話の使用、体調不良の理由以外で演習における10分以上の離席等）については、修了とならない場合がありますので、ご注意ください。

※ 公共交通機関の遅れによる遅刻に限り、以下2点を満たす場合には研修の受講を認めます。

ア 研修開始後30分以内の遅刻であること

イ 遅延証明書を提出すること

(2) 修了証書の交付

各研修修了者には、長野県からの委託を受けた公益社団法人長野県社会福祉士会からそれぞれ修了証書を交付します。

基礎研修修了証は、2025（令和7）年10月中旬頃には発送を行い、専門研修修了証は、同年11月中旬頃に発送を行います。

フォローアップ研修修了証は、2026（令和8）年1月末までに発送を行う予定です。

10. その他

(1) 参加費

参加費は無料です。ただし、研修会場までの交通費（介助者同行の場合、介助者の費用及び交通費も含む）は、事業所のご負担となります。

(2) 個人情報の取扱い

受講申込書に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び公益社団法人日本社会福祉士会の個人情報の保護に関する要綱に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務以外で利用することはありません。

(3) 席札の利用

会場参加の受講者の皆様に、各演習班内に限り、以下の情報が記載された席札を配置、または首掛け式の名札（事務局で用意）を使用していただく予定です。

【席札記載予定情報】

- ・ 申込区分（ピアサポーター、管理職等）
- ・ 受講者番号 ・ 氏名（ふりがな付）

(4) 受講に当たっての注意事項

- ・ 研修当日に発熱があった場合は、受講をご遠慮ください。
- ・ 5類感染症の新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ（2類相当）感染症は、学校保健安全法施行規則においても、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を出席停止期間としていますので、それに準じて対応をします。また、解熱した後 2 日を経過していない方は受講できません。
- ・ マスクの着脱については、個人の判断に委ねることを基本としますが、感染症の流行状況等によりマスクの着用をお願いすることがあります。
- ・ 換気のため、出入口等を開放することがあります。空調による室温管理が難しくなりますので、服装等は各自で調整ができるようにしてください。
- ・ 水分補給のペットボトル及びゴミは、各自でお持ち帰り願います。

(5) 受講される障がいのある方への合理的配慮等

本研修は、障がいや病気のある方にも安心して受講いただけるよう、例えば以下のとおり環境整備を図った上で、研修を実施予定です。その他、配慮すべき事項等（資料のデータ化と事前送付、手話通訳者の配置、盲導犬同伴、介助者同行の要否など）がありましたら、受講申込の際にお知らせください。

- 会場にはエレベーターや車いす用のトイレ（1 階）があります。
- 車いすでのアクセスと十分なスペースに留意した研修会場を確保しています。
- 休憩時間は 1 回 15 分程度、昼食時間は 60 分程度と長めに取ります。
- 一時的な休憩室は、会場近くに一室準備してあります。
- 受講前に講義・演習の内容（概要）を確認いただけるように、研修資料は事前にご提供します。（受講予定者の障がい特性に応じて、ルビ振りありや電子データ等の資料を準備します）

【お問合せ先】

公益社団法人 長野県社会福祉士会事務局

〒380-0836

長野市南県町 685-2 食糧会館6F

TEL : 026-266-0294 FAX : 026-266-0339

E-mail : info@nacsww.jp

担当：三村、和田、菅津